

募集・申請

図書館エッセイコンテストの作品を募集

応募資格 ① 次のいずれかに該当する人
 ① 市内に居住している人
 ② 市内に通学又は通勤している人
 ③ 市出身者

募集テーマ ① 自由

規定
 小学校 1～3 年生
 ① 1,000 字以内
 小学校 4～6 年生
 ① 1,200 字以内
 中学生
 ① 1,600 字以内
 高校生以上・一般
 ① 2,000 字以内

応募方法 ① 小・中・高校生は、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記して、各学校を通じて応募ください。それ以外の人は、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を明記して、直接来館又は郵送でご応募ください。

応募期限 ① 9 月 30 日（火）
 ② 賞 ① 各部門とも特選・入選各 2 編

※応募作品は、原則として返却しません。入賞作品は、文集「かのや文芸」として発刊します。

【問い合わせ・応募先】
 〒893-0007 鹿屋市北田町 11107 市立図書館
 ☎ 0994-43-9380

「かのや土曜朝市」夏休み木工教室参加者と出店者を募集
 木工教室参加者募集
 ●日時 ① 8 月 23 日（土）8 時～
 ●場所 ① イベント広場
 ●講師 ① 浅井明則先生
 ●参加費 ① 300 円～500 円
 ●定員 ① 20 人
 ●応募方法 ① 電話又は FAX でご応募ください。
 ●持参するもの ① かなづち 出店者募集
 かのや土曜朝市では、出店者を募集します。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ・応募先】
 朝市事務局（鹿屋本町一番商店街振興組合）
 ☎ 0994-43-4373
 FAX 0994-43-4373

Information

情報掲示板

2008 8 月							2008 9 月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2			1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					
						31								

南部学校給食センター（仮称）整備に着手

市では、現在学校給食が抱えている、給食施設の老朽化・衛生管理基準への対応・児童生徒数の減少などの課題を解消するため、新たに学校給食センターを整備することになりました。

南部学校給食センターは、これまでそれぞれの小中学校で実施していた鹿屋地区 28 小中学校のうち、24 小中学校を対象に給食の提供を行います。「衛生管理基準の徹底と安全・安心でおいしく栄養バランスを考慮した給食の提供」などの基本理念に基づき、横山町に建設します。

平成 21 年度に給食センター本体の建設に着手し、平成 22 年 9 月から供用を開始する予定です。

学校給食センターの特徴

- 衛生管理基準に基づき、最新の施設設備を整備し、一日当たり最大 6,000 食を調理する計画となっています。厨房内は食中毒防止のため、調理作業中は、床に水を流さず、また、一定の温度・湿度に保って衛生環境の維持を図るドライ方式になります。
- このほか、次の考え方で対応します。
- 保温性の高い食缶を取り入れ、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態で提供します。
 - 炊飯設備を取り入れ、ごはんメニューの多様化による、おいしい給食を提供します。
 - 食材は、新鮮で安全な地場産品を積極的に使用します。
 - 食物アレルギーのある児童生徒については、除去食などにより、可能な限り対応します。
 - 学習・食教育機能の役割を果たすセンターとして、見学機能などを充実させます。

概 要

所在地	鹿屋市横山町
敷地面積	約 7,400㎡
延床面積	約 2,700㎡
構造	鉄骨造一部 2 階建て
最大調理能力	6,000 食



建設スケジュール

平成 20 年度	用地取得、地質調査、基本・実施設計（センター本体）
平成 21 年度	センター本体工事、外構工事、基本・実施設計（受配施設）
平成 22 年度	大型厨房機器購入、受配施設工事、什器等備品購入

【問い合わせ】市教育総務課（行財政改革推進本部教育班） ☎ 0994-31-1153

あなたの家は住宅用火災警報器を設置していますか？

～消防法の改正により、住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務付けられています～

建物火災による死者を減らすために、消防法の一部改正により、全国一律に一般の住宅に住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務付けられています。まだ住宅用火災警報器を設置していない住宅は、早めの設置をお願いします。

- 新築の住宅の場合
平成 18 年 6 月 1 日から設置が義務付けられました。
- 既存の住宅の場合
平成 23 年 5 月 31 日までに設置しなければなりません。
- 設置義務のある場所
寝室や寝室につながる階段です。
- 購入するには
住宅用火災警報器は、消防用設備等取扱店、電器店、ホームセンターなどで販売しています。

※購入するときは、**NS** マーク（日本消防検定協会の鑑定マーク）が付いているか確認しましょう。

市役所や消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

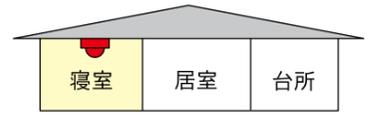
● 設置方法
住宅用火災警報器は、天井中央付近につけます。壁から 60cm 以上離しましょう。



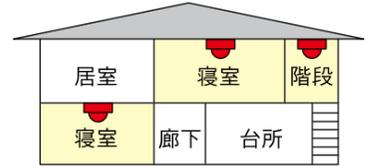
標準的な住宅の設置例

● マークが住宅用火災警報器（煙感知器）の設置場所です。

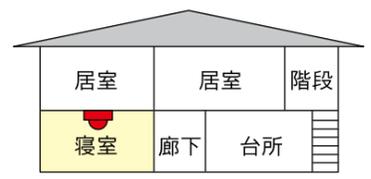
- 平屋建ての場合
寝室として使用している部屋の数だけ必要になります。



- 2 階建ての場合（例 1）
1～2 階部分に寝室がある場合は、寝室として使用している部屋の数に加え、階段部分にも必要になります。



- 2 階建ての場合（例 2）
2 階部分に寝室がない場合は、平屋建ての場合と同じになります。



【問い合わせ】大隅肝属地区消防組合消防本部予防課 ☎ 0994-41-7183

7 月の鹿屋市地区別子牛のセリ市結果（売却のみ）

地区名	性別	頭数（頭）	消費税抜価格			平均体重（kg）
			平均価格（円）	最高価格（円）	最低価格（円）	
鹿屋地区	めす	123	347,935	656,000	136,000	267
	去勢	155	421,639	578,000	161,000	304
吾平地区	めす	41	348,878	657,000	170,000	268
	去勢	49	424,571	584,000	213,000	298
串良地区	めす	129	333,488	656,000	118,000	256
	去勢	186	421,973	635,000	106,000	290
輝北地区	めす	56	396,964	741,000	113,000	268
	去勢	77	421,831	551,000	127,000	302

